

広島県告示第七百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県広島市安佐北区可部東二丁目、同区可部東三丁目、同区可部東四丁目、同区可部東六丁目及び同区可部町大字上原地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
可部東二丁目（四七三）	急傾斜地の崩壊	可部東二丁目（四七三）	急傾斜地の崩壊
可部東三丁目（九六二）	急傾斜地の崩壊	可部東三丁目（九六二）	急傾斜地の崩壊
可部東三丁目（二六三）	急傾斜地の崩壊	可部東三丁目（二六三）	急傾斜地の崩壊
根谷川支川（五九四）	土石流		
上原川（五七七）	土石流		
上原川（五九七隣a）	土石流	上原川（五九七隣a）	土石流
上原川（五七七隣b）	土石流	上原川（五七七隣b）	土石流
上原川（五七七隣c）	土石流		
上原川（五七七隣e）	土石流		
根谷川支川一〇九（五九八隣a）	土石流		
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり
次	次の図のとおり	次	次の図のとおり

区域の表示及び法  
 第九条第二項に  
 定する土砂災害警  
 戒区域等における  
 土砂災害防止対策  
 の推進に関する法  
 律（平成二十四  
 年政令第八十四  
 号）で定める事  
 項

根谷川支川 一〇九(五 九八隣b)	土石流	次の図のとおり	
根谷川支川 一〇八(一 一五八)	土石流	次の図のとおり	
根谷川支川 (五三五二)	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。